

浪江町復興まちづくり計画 中間とりまとめ（案）

**※この資料は、これまでの部会での話し合いを
まとめたものであり、提言書として確定したもの
ではありません。**

平成 2 5 年 1 1 月

浪江町復興計画策定委員会
まちづくり計画検討部会

目次

- I 復興まちづくり計画策定にあたって
 - 1 復興まちづくり計画の概要
 - (1) 策定の目的
 - (2) 計画の位置付け
 - (3) 計画の期間
 - (4) 計画の対象エリア
 - 2 復興まちづくりにあたっての前提条件

- II 復興まちづくりの考え方
 - 1 復興まちづくりの目標
 - 2 復興まちづくりにあたって
 - (1) 段階的なまちづくり
 - (2) 帰還人口の想定
 - (3) 浪江町への居住者像
 - (4) 土地利用の考え方
 - (5) 津波被災地域の復興との一体的推進
 - (6) 町外コミュニティとの関係

- III 段階別まちづくり方針
 - 1 帰還開始に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）
 - 2 帰還開始以降のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）
 - 3 期間開始時におけるまちづくりイメージ図

- IV 復興まちづくり計画の実現に向けて
 - 1 復興まちづくり計画の推進
 - 2 生活関連サービス等の担い手の確保

I 復興まちづくり計画策定にあたって

1 復興まちづくり計画の概要

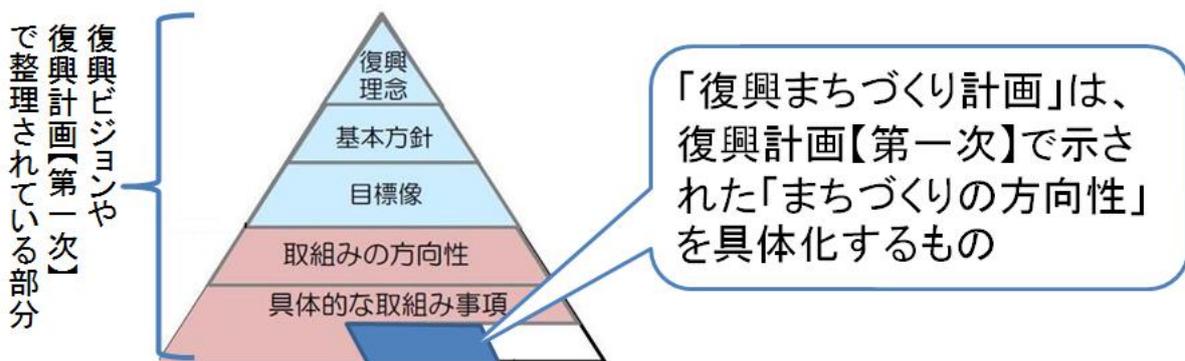
(1) 策定の目的

ふるさとの再生に向け、復興ビジョンや復興計画【第一次】において示された「まちづくりの方向性」をより具体化するものとして「復興まちづくり計画（以下、「まちづくり計画」）」を策定します。

まちづくり計画では、平成29年3月に想定されている避難指示解除直後の「復興のスタート段階」での町の姿を中心に、長期的な町の姿もイメージします。

(2) 計画の位置付け

まちづくり計画は、復興計画【第一次】の下位計画として策定します。まちづくり計画の理念や基本方針等については、復興ビジョンや復興計画【第一次】の考え方を踏襲します。



(3) 計画の期間

まちづくり計画の計画期間は、復興計画【第一次】の計画期間に基づき、震災から10年である平成33年3月を終期とします。

(4) 計画の対象エリア

平成25年4月1日に避難区域の再編が行われ、浪江町は避難指示解除準備区域（年間20mSv以下）、居住制限区域（年間20mSv超～50mSv以下）、帰還困難区域（年間50mSv超）の3区域に再編されました。

復興計画【第一次】においては、「当面、常磐線から東側を集中的に復旧・整備していくエリア」と位置付けています。それを受けまちづくり計画では、当面の整備対象エリアを避難指示解除準備区域とし、長期的に居住制限区域や帰還困難区域まで対象エリアを段階的に拡大していくこととします。

【資料】復興計画【第一次】とまちづくり計画の時期と対象エリアの関係

	中期（～H29.3）	長期（～H33.3）
復興計画【第一次】	低線量地域（JR 常磐線から東側のエリア）	低線量地域の拡大（JR 常磐線の西側のエリア）
まちづくり計画	避難指示解除準備区域	居住制限区域や帰還困難区域まで拡大

2 復興まちづくりにあたっての前提条件

浪江町は、地震や津波での被災に加え、福島第一原子力発電所事故に起因する原子力災害の被災地です。そのため、インフラ等自然災害の復旧に合わせて、放射線量の低下や除染、賠償の進捗といった原子力災害特有の課題を解決することがまちづくりに向けた大前提となります。まちづくり計画は、これらの条件が達成されたものとして策定しています。

また、町内での生活環境に関する条件は、個々人によって重視するものが異なるため、全ての条件を満たすには相当な時間がかかるもと考えられます。一方で、少しでも早く帰還したい町民や、作業員等で浪江町内に滞在する必要がある方等がいることも事実です。そこで、当面は居住環境と最低限の生活関連サービスを優先して整備し、その後段階的に生活関連サービスや雇用環境等を充実させていくこととします。

まちづくり計画では、避難指示解除の想定時期を復興計画【第一次】と同様、平成29年3月に設定しています。これは、帰還に向けて準備を進める目標であり、平成29年3月という期日を優先して避難指示解除をすることを示すものではありません。

一方で、除染などまちづくりの大前提となる課題については、町が想定する帰還スケジュールに沿って作業が進むよう国等に強く求めていきます。

<まちづくり計画策定にあたり達成されているとした項目>

- ①福島第一原発事故の収束及び廃炉作業が工程表どおりに進んでいること
 - ②原発の作業にあたり、モニタリングを強化したり、作業リスクを事前に知らせたりするなど、作業状況と緊急時の情報連絡体制及び避難体制が確立されていること
 - ③除染が計画どおりに進み、効果が表れていること
 - ④町内での生活再建が可能な賠償となっていること
- ※上記条件を検証するための基準や体制は今後検討する必要があります

II 復興まちづくりの考え方

1 復興まちづくりの目標

復興まちづくりの目標を、浪江町復興計画【第一次】の基本方針に基づき設定します。

復興の基本方針(浪江町復興計画【第一次】)

- すべての町民の暮らしを再建する～どこに住んでいても浪江町民～
- ふるさと なみえを再生する～受け継いだ責任、引継ぐ責任～
- 被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～

○みんなで取り戻す 安全・安心の暮らしやすいまち

私たちは震災・津波・原子力災害と、これまで誰も経験したことの無い困難な災害に向き合っています。短期間に震災前のまちを取り戻すことは不可能かもしれません。それでも、小さくても、ふるさとを取り戻す第一歩を踏み出さなければなりません。

そのためには、まず帰還した方が安心して暮らせる環境をつくっていきます。また、帰還開始後当面は歩いて移動できる範囲に生活に必要な機能を集約するなど、暮らしやすいまちを目指します。

○みんながつながるまち

浪江町への帰還までにはまだ相当な時間がかかります。避難指示解除前であっても浪江町内に滞在できるなど、町民と浪江町のつながりを維持していきます。また、浪江町への帰還が可能となっても、町外で生活する町民が多くなることが想定されます。町外で暮らす町民がいつでも町内と行き来することができ、町内に住む町民と交流ができるよう町民同士のつながりが維持できるまちづくりを目指します。

また、町民同士であっても出身地区が異なる町民や、新たに浪江町に住む方などとの新しいつながりにも配慮したまちづくりを進めます。

○双葉郡の北の復興拠点のまち

浪江町は双葉郡の最北に位置します。常磐自動車道の開通により、仙台圏とのアクセスが飛躍的に向上していきます。そういった地の利を活かし、双葉郡の北の玄関口としての機能を集約していきます。

また浪江町は、福島第一原子力発電所に最も近接した場所に低線量な地域と生活が可能な機能を有しています。こういった利点も活かし、廃炉作業に向けた北の拠点としての機能の誘致を進めます。

○未来に向けて希望のあるまち

帰還が可能となり、ようやく復興に向けたスタートラインに立つことができます。浪江町が将来に向けて発展し、復興が成し遂げられるよう、生業の再生や新たな企業誘致など、希望のもてる、魅力的なまちを目指します。

2 復興まちづくりにあたって

(1) 段階的なまちづくり

復興まちづくりにあたっては、時期ごとの放射線量や帰還人口等の状況に応じた段階的なまちづくりを進めていきます。

①帰還開始に向けた取組み（平成29年3月までに準備するもの）

- ・避難指示解除準備区域を中心に、帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めます
- ・買い物等の生活利便施設や復興公営住宅について、居住する方の利便性等を考慮し、国道6号線と浪江町役場周辺を中心としたエリアに集約して確保します
- ・帰還開始時に必要となる居住環境や最低限の生活関連サービスの整備を進めます
- ・自宅への帰還のほか、居住制限区域や帰還困難区域の方が、町内の帰還可能となった地域に居住できるよう、復興公営住宅等を整備します
- ・生活利便施設の確保等により、帰還町民の雇用の場を確保します
- ・町内の移動手段や、町外の生活利便施設を結ぶ公共交通機関を整備します
- ・農林水産業・商工業等の産業の再生・創出に向けた土台づくりを進めます
- ・町内に滞在できる一時滞在施設やボランティア活動拠点、廃炉作業の拠点機能など、避難指示解除を待たずにできる取組みを積極的に推進します

②帰還開始以降の取組み（平成29年3月以降の考え方）

- ・居住制限区域、帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます
- ・生活関連サービスをより充実させていきます
- ・既存企業の再開や新たな産業の集積による雇用の拡大を図ります
- ・魅力的なまちの実現に向けた取組みを推進します

(2) 帰還人口の想定

平成25年8月に実施した住民意向調査の結果では、浪江町への帰還意思のある世帯の割合は、18.8%（1,152世帯）、帰還しないと回答した世帯は37.5%（2,299世帯）、判断がつかないと回答した世帯は37.5%（2,298世帯）となっており、帰還人口は流動的となっています。そのため、正確な帰還人口を設定することは困難と考えられますが、避難指示解除直後の帰還世帯を2,500世帯（約5,000人）と設定し、その後段階的に帰還世帯が増えていくものと想定します。なお、この帰還世帯数には、町外に住みながら浪江町の自宅を行き来する世帯等を含むものとします。

また、帰還者の年代構成については、住民意向調査の結果から60代以上の世帯が半数以上となることが想定されます。

(3) 浪江町への居住者像

まちづくり計画が対象と考える町内居住者は、浪江町民の方はもちろんのこと、作業員や町外の方など様々な方が居住することを想定しています。これらの方々が町中での生活をスタートさせることが、町の復興の力になっていくと考えられます。

まちづくり計画が想定する町内居住者像を次のとおり示します。

- ①浪江町民で、町内で住宅再建する方や、町内の復興公営住宅等へ居住する方
- ②浪江町民で、町外の避難先と町内の自宅を行き来する方
- ③廃炉及び除染作業等のために町内に居住する必要がある方
- ④近隣市町村の方で、浪江町への居住を希望する方
- ⑤I ターン等で浪江町への居住を希望する方

※町内に上記の方々が居住するにあたって、例えば幾世橋地区に津島地区の方が住む場合や、浪江町民以外の方が新たに町内に住む場合など、これまでの行政区の範囲を超える新たなコミュニティが形成されることが見込まれます。こういった新たなコミュニティづくりを丁寧に進めていくことが必要です。

(4) 土地利用の考え方

避難指示解除準備区域を中心に復旧・整備するにあたっては、居住者や来町者の利便性等を考慮し、当面は国道6号線と役場周辺を復興拠点の中心とし、徒歩で移動できる範囲に生活利便施設や復興公営住宅を集約して整備することとします。

また既存中心市街地については、震災による建物の被害が大きいなど、早期に機能を回復することが難しいと考えられることから、建物の解体による除染手法の導入や、解体後の土地利用について、長期的な視点で関係者・関係団体等との協議を始め、整備方針を検討していきます。

さらに浪江町は、他の市町村と比べ福島第一原子力発電所に近接した場所に低線量地域を有する優位性があります。これを活かし、廃炉に向けた研究機関・施設や作業拠点の誘致を積極的に進めます。

(5) 津波被災地域の復興との一体的推進

津波被災地域においては、復興計画【第一次】に基づき、共同墓地の整備、防災集団移転、津波被災地域の土地利用など具体的な取り組みが進められています。まちづくり計画は、これらの取り組みも踏まえながら、町全体の生活環境等の整備に関して一体的に推進していきます。

(6) 町外コミュニティとの関係

浪江町では、帰還できるまでの間町外で安心できる生活環境を整備することを目的に、南相馬市、いわき市及び二本松市に町外コミュニティを整備することとしています。浪江町への帰還が可能となった場合、町外コミュニティにある行政機能等については、まちづくりの状況に合わせて段階的に浪江町内に移行していくこととなります。

Ⅲ 段階別まちづくり方針

1 帰還開始に向けたまちづくり方針（平成29年3月までに準備するもの）

避難指示解除準備区域を中心に、帰還に向けたインフラの復旧・整備を進めるとともに、生活利便施設や復興公営住宅を、国道6号線と浪江町役場周辺を中心としたエリアにできるだけ集約して確保します。

また、居住制限区域や帰還困難区域の方が、自宅に帰還できるまでの間、町内で居住が可能となるよう、復興公営住宅等の整備を行います。

一方で、町内に滞在できる一時滞在施設や復旧に関するボランティア活動拠点、廃炉作業等の拠点機能などの取組みは、避難指示解除を待たず積極的に推進します。

(1) インフラ・交通手段等の復旧・整備

浪江町への帰還に向けて、避難指示解除準備区域を優先して生活に必要なインフラ等を復旧・整備しますが、帰還開始時期までにほとんどが復旧できる見込みです。

①道路関係

【常磐自動車道】

常磐自動車道は、広域的な交通網として、また避難道として計画どおり整備が終わるよう、要望していきます。

- ・広野 IC～常磐富岡 IC 間は平成25年度内、浪江 IC～山元 IC 間は平成26年度内の開通を目指して整備が進められています。これによって、平成26年度内に浪江と仙台がつながります。
- ・常磐富岡 IC～浪江 IC 間は、「平成26年度内の開通を目指す他の区間」に大きく遅れることなく開通することを目指して、整備が進められる予定です。この区間の開通をもって、常磐自動車道は全線開通となります。

【国道114号線】

国道114号線は避難道路として重要路線と位置付け、山間部の改良についても継続して関係機関に求めています。

- ・除染やJR常磐線の陸橋等の補修は、平成29年までに終了します
- ・拡幅工事の第一工区は平成26年度舗装工事予定です。
- ・拡幅工事の第二工区は平成27年度以降着手予定です。第二工区の拡幅に合わせた公共施設等の整備について検討していきます。

【その他の道路】

上記以外の国県道及び町道については、避難指示解除準備区域内の主要幹線道路を優先的に復旧していきます。

- ・浜街道（県道391号広野小高線）未整備区間の改良、町道小熊田宮田線の国道6号線までの延伸等の道路改良を進めます。
- ・その他の道路の復旧は、平成27年度までに完了予定です。

②上下水道関係

【上水道】

- ・既設上水道施設の復旧は、平成27年度に完了予定です。
- ・帰還開始当初は一定量の水道水の使用が見込めず、水道管内に長期間使われない水が溜まるため、水質の管理が必要となります。少量使用への対応を検討します。

【下水道】

- ・既設下水道施設の復旧は、平成27年度までに完了予定です。
- ・既設浄化槽の利用を再開できるように、汚泥の処理施設の復旧を双葉地方広域市町村圏組合とともに進めます。

③電気・電話関係

電気・電話の復旧は順次進められており、帰還開始までに避難指示解除エリアについて完了する予定です。また、その他のエリアについても、放射線量の状況を見ながら順次復旧していきます。

④廃棄物処理関係（家庭から排出されるもの）

【ごみ処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、北部衛生センター（可燃ごみ処理施設）の平成26年度中の復旧を目指します。

【し尿処理施設】

- ・双葉地方広域市町村圏組合により、双葉環境センター（富岡町）の復旧を目指します。

(2) 防災対策

①浪江町地域防災計画の見直し

- ・今回の被災状況等を踏まえ、総合的な災害への対応を図るため、避難指示解除までに浪江町地域防災計画の見直しを行い、緊急時の物資備蓄倉庫、ヘリポートなどの防災拠点施設整備や高齢者等の災害時要援護者の避難手段の確保を含めた避難システムの確立や、ハザードマップの整備を図ります。
- ・震災対策としては、減災施設の規模・配置について津波シミュレーションによる減災効果の検証を行いながら整備計画を検討するとともに、国道6号線へのアクセス道路の整備をはじめとした、安全な避難ルート・避難場所の設定・確保を検討します。

②避難所・避難ルート等の確保

- ・浪江町地域防災計画に基づき、避難所や避難ルートを確保します。

③原子力災害発生時の対応

- ・原子力発電所の廃炉作業は長い期間かかる見込みであるため、帰還開始時期において作業が続いています。廃炉作業のリスクに応じた防災計画を帰還開始までに作成し、帰還した町民の安全・安心を確保します。

(3) 交通手段

帰還開始直後は、自家用車を持たない高齢者の方々が多くなると想定されます。このため、町営バスなどの公共交通機能を確保します。

①町内での移動手段、町外への移動手段

- ・ eーまちタクシーぐるりんこや町営バスなどの再開により、町内・町外との移動手段の確保について、関係者とともに検討します。

② J R 常磐線の復旧

- ・ J R 常磐線の早期復旧を事業者に働きかけます。

(4) 公共施設の復旧・整備

①公共施設の復旧

- ・ 役場は復旧関連の職員を中心に業務を再開しています。
- ・ 消防署・警察署は、平成 25 年度内に復旧予定です。

②ボランティア拠点の整備

- ・ 帰還開始の前後には、自宅帰還者の住宅清掃・修繕等にボランティアの支援が必要になることから、ボランティアの受け入れ体制を整備します。
- ・ ボランティアを受け入れる拠点施設は、浪江町役場の周辺にある既存施設の暫定利用を検討します。
- ・ 現在、町のボランティアセンターを担う社会福祉協議会は、避難指示解除にあわせて町内へ移転する予定となっています。

(5) 居住環境の整備

帰還に向け町内への居住場所を確保します。また、自宅への帰還が困難な場合でも、浪江町内に居住できるように復興公営住宅等を整備します。

①復興公営住宅の整備

- ・ 町内での生活を再開する上で住宅に困窮する町民のために、帰還開始に合わせて、順次、入居が可能となるよう復興公営住宅を整備します。
- ・ 町内の復興公営住宅は、居住対象者の意向把握を行いながら、戸建・長屋・2戸1棟・集合タイプなど様々な住宅タイプの整備を検討します。
- ・ 高齢者の入居に配慮し、食堂などの共用スペースや介護スペースを併設した長屋タイプなどの復興公営住宅の整備を検討します。
- ・ 入居者の交流や潤いのある生活を確保するため、集会所や菜園スペース等の併設を検討します。
- ・ 戸建タイプの整備にあたっては、将来的な公営住宅の譲渡も考慮し、一定の広さを確保した整備を検討します。
- ・ 住宅の整備位置は、生活関連サービス機能を集約して確保する役場周辺からの近接性やインフラの整備状況・用地確保等を考慮して検討します。

- ・ 役場周辺の空家・空地の活用や、さらに周辺のまとまった用地確保が可能な場所を候補に、町民の意向調査を行い、最終的な整備位置や範囲を決定します。
- ・ 整備した個々の復興公営住宅への入居者決定方法は、震災前のコミュニティに配慮するなど、入居対象者の意向を踏まえて検討します。

② 自宅や民間賃貸住宅による居住環境の確保

- ・ 自宅の再建や空き家対策として、所有者の意向により解体除染の手法が選択できるような国に求めています。
- ・ 復興公営住宅のほか、町内居住環境整備として自宅の補修等に係る支援を検討します
- ・ 町内で、自宅とは別の地域に新たな住宅を建築する方への支援を検討します
- ・ 民間の賃貸住宅による居住環境確保についても、事業者等との連携により推進していきます。

(6) 生活環境の確保

町内での生活を再開するためには、公共施設、医療施設、福祉施設、各種店舗などの生活関連サービス機能が不可欠です。一方、帰還開始時点における住民は、元の人口に比べると少数になると想定されるため、このようなサービスを効率的に確保する必要があります。このため、町内で生活をする方々の利便性や既存施設の活用等を考慮し、帰還開始時の生活関連サービス機能は、役場の周辺にできるだけ集約して確保します。

また、帰還開始前であっても、町内におけるボランティア活動や、作業員拠点や宿泊可能な一時滞在施設の整備に併せ、必要最低限の店舗や医療施設等の生活サービス施設を確保する必要があります。

① 教育施設

- ・ 小中学校については、子どもの帰還に合わせた再開を目指しますが、利用する校舎は浪江小学校、幾世橋小学校、浪江東中学校を中心に検討します。
- ・ 一貫校については県教育委員会で検討中です。

② 医療施設

- ・ 医療施設は、役場内に応急仮設診療所を開設済みです。
- ・ 帰還開始に向けて、既存医院施設を活用した診療所の開設等について検討します。

③ 福祉・高齢者・子育て支援施設

- ・ 既存施設の再開や、介護・福祉等の一体型センター拠点の整備によりそれらの機能を確保します。

④ 買い物

- ・ 帰還開始前の買い物は、移動販売や簡易店舗等で対応できるよう支援します。また、帰還後開始時に生活必需品を購入できるよう、仮設商店街等の整備を支援します。

⑤ その他生活関連サービス

- ・ 町内では既にガソリンスタンドが再開しています。帰還に向け郵便局や金融機関、その他の生活関連サービスが確保できるよう事業者に働きかけます。

- ・町内で確保することが難しい生活関連サービスについては、近隣市町村も含めたエリアで確保するとともに、その場所への移動手段を確保します。

(7) つながりの場の整備

帰還開始時には、町内外の町民が浪江町とのつながり、町民同士のつながりをより深める場を確保する必要があります。

また、浪江町とのつながりが維持できるよう、帰還開始前から町内に滞在できる施設を整備します。

①交流施設の確保

- ・町外に避難している状況において、浪江町とのつながり、町民同士のつながりを保てる場を町内に確保する必要があります。現在、日帰りでの一時帰宅の際には、貴布祢（きふね）が休憩施設として利用可能となっています。休憩施設の利用拡大や他の休憩施設の確保について、利用者の声を踏まえ検討します。

②一時滞在施設

- ・今後、帰還の準備のための宿泊が可能となった際には、町民や町民の関係者が町内に一時宿泊できる施設が必要となります。このことも踏まえ、できるだけ早い段階でいこの村や貴布祢（きふね）、不要になった木造仮設住宅の移設等による一時滞在施設の整備を検討します。
- ・これらの一時滞在施設に併設して、一時滞在の際に町民同士が交流することができる談話室や情報ステーション、相談員の配置等の交流施設の確保を検討します。

③健康増進・文化の継承機能を通じたつながりの維持

- ・既存の集会所、公園、運動施設、公園の復旧・活用を中心に、それらの施設の利用を通じた健康増進・文化の継承及び町民の交流を図ります。

(8) 雇用の場の確保

より多くの町民が町内での生活を再開するためには、雇用の場の確保が必要不可欠です。既存事業所や産業の再開を通じた雇用の場の確保を目指します。

①事業所の再開支援

- ・帰町して事業を再開する事業所の支援制度について国・県へ要望するほか、生活関連サービス機能の確保と併せた雇用の創出を図ります。

②農林水産業の再開

- ・農林水産業の再開に向けて、従事者を中心に再開に向けた準備を進めます。
- ・現在、農地保全を行う農業者の組織が立ち上がりました。こういった組織を中心に、農地の保全や農業再開について検討を進めていきます
- ・請戸漁港は平成27年度までに復旧される見込みです。漁業の再開にあたり、風評被害等を克服するため新しい水産業のあり方を検討していきます。

(9) 双葉郡の北の復興拠点の整備

浪江町は双葉郡の最北に位置し、福島第一原発の北側に低線量な地域とまちの中心を有しています。また、常磐自動車道の開通により、仙台圏とのアクセスが向上していきます。こういった地の利を活かし、双葉郡の北の復興拠点としての役割を担います。

①双葉郡の北の復興拠点整備

- ・双葉郡の復旧・復興に向けた北側の拠点としての機能を整備していきます

②北の廃炉拠点整備

- ・福島第一原発との近接性を活かし、棚塩や北幾世橋地区を中心に、町内の低線量な地域に原子力発電所の廃炉に向けた研究・作業拠点の誘致を目指します。なお、東北電力が所有する用地については、その利活用について事業者と話し合いを進めます。
- ・復興を加速させるためには、復旧・除染・廃炉等に携わる作業員の宿泊施設等を有する拠点を確保する必要があります。こういった作業員の滞在場所についても、工事業者による整備を基本としながら、ホテル等の再開を支援します。

2 帰還開始以降のまちづくり方針（平成29年3月以降の取組み）

居住制限区域、帰還困難区域の帰還に向けたインフラ復旧・整備等を進めます。町内での生活環境のさらなる充実を図るとともに、居住エリアの拡大に合わせた生活関連サービスの確保を推進します。また、段階的な既存企業の再開による雇用の拡大を図ります。

さらに、震災の記録や街の歴史を発信する施設の整備検討や、自然を活かした観光地の整備や新たな産業の誘致、子どもたちのための教育環境の充実により、誰にとっても魅力的なまちを目指します。

(1) 居住エリアの拡大

- ・除染の進捗等に合わせて、居住エリアや生活関連サービス機能を確保するエリアを順次拡大します。
- ・町民だけでなく、近隣市町村の被災者の受け入れや新たな住民を確保するための居住エリアを検討します。

(2) 生活環境の充実

- ・町内生活者の増加に合わせて、交流・健康増進に係る施設や取組みの充実を図ります。
- ・高齢者の方も安心して暮らせるよう、介護・福祉施設等の充実を図ります。
- ・若者や町民以外の人々を呼び込むために、町内での余暇活動を充実させる場の確保を検討します。

(3) 教育・文化施設の整備

- ・子どもたちの声の聞こえるまちを目指すため、教育環境の充実を図ります。
- ・町の文化の継承や震災の記憶を次代に伝えるため、本災害を踏まえた博物館や震災記念公園、歴史資料館等を整備します。

(4) 浪江のPR・発信機能の確保

- ・ふるさとの再生を実現させる上で、観光客や視察者等のより多くの人を町に呼び込みために、既存宿泊施設の再開による宿泊施設の確保や、地場産業、なみえ焼そば等をPR・発信するための場の確保を検討します。

(5) 産業の再生・創出

- ・農林漁業の再生には、風評被害や担い手不足等様々な課題が山積しています。
- ・このため、復興計画【第一次】における施策を推進するほか、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化への転換により、生産品のブランド化、中間コストの削減や雇用の拡大を図り、町全体の産業の活性化を図ることを検討します。
- ・既存産業の再開や新たな産業の誘致による雇用の確保を図ります。

(6) 自然環境の再生・自然と調和したまちの実現

- ・浪江町は、海・山・川に囲まれた自然豊かな土地であり、これらの自然環境は貴重な財産です。この自然環境を放射能汚染から再生し、次代に引き継ぐことはふるさとの再生にかかすことができません。
- ・太陽光発電・バイオマス発電などでの再生可能エネルギーの積極的な導入、建設副産物の再資源化の取り組みや緑化の推進等により、自然と調和したまちの実現を目指します。

IV 復興まちづくり計画の実現に向けて

1 復興まちづくり計画の推進

- ・復興まちづくり計画の実現にあたっては、計画の実施主体や協力機関が行政だけでなく、町民団体、民間事業者や関係機関等多岐にわたることから、これらの関係者間の協力により、計画の推進体制を構築する必要があります。

⇒・町民との情報共有はもとより、関係者への情報発信・計画推進の働きかけを町が主体となり積極的に行います。

- ・個別計画の実現に向けた計画策定等の取り組みを関係者との協力のもと早急に開始します。

2 生活関連サービス等の担い手の確保

- ・町内での生活を再開する上では、一定の生活関連サービス機能の確保が必要不可欠となりますが、単に施設の整備・確保ができたとしてもそのサービスの担い手が確保できなければ必要な機能を確保できないこととなります。
- ・特に医療・福祉の従事者については、全国的に不足している中で町内での確保が可能であるかは不透明な状況と考えられます。
- ・また、店舗・事業所等についても、帰還人口やその他の需要動向によっては、町内での経営が難しいことも考えられます。
- ・超高齢社会となることが想定されるなかで、高齢者を支える担い手を確保しなければなりません。しかし、事業者独自の努力や町の施策ではそういった課題を乗り越えることは困難です。

⇒・全国的な高齢社会のモデル地区として、国・県等へ支援策を求めて行きます。

- ・特区制度の導入による担い手の確保や支援策を検討します。
- ・町内における機能確保が困難な場合には、近隣市町村との連携による確保を含めて検討します。